

# 令和 7 年度 IoT・AI 人材育成講座に係る業務委託 仕様書

委託者群馬県立群馬産業技術センター（以下「甲」という）と受託者（以下「乙」という）が実施する「令和 7 年度 IoT・AI 人材育成講座に係る業務委託」の仕様を次のとおり定める。

## 1 業務名称

令和 7 年度 IoT・AI 人材育成講座に係る業務委託  
（デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）（内閣府所管）事業）

## 2 業務目的

社会構造の急激な変化に伴い、群馬県内企業はデジタル技術を活用した生産性・品質の向上、事業構造の変革に取り組む必要性が高まっている。

しかし、群馬県内においては、DX（デジタルトランスフォーメーション）の必要性は感じているものの、コスト負担、ノウハウ不足や人材不足といった課題から、ハードルが高く効果的なデジタル技術の導入が進んでいない企業もある。

そこで、既存の IoT 製品・AI 技術の特徴や活用法を正しく理解したリテラシーの高い人材を育成するため、座学と実習を組み合わせた、実践的な人材育成講座を実施する。

## 3 業務内容

乙に委託する業務内容は以下のとおりとし、乙はプロポーザル時の「企画提案書」及びその後の打合せ事項等を踏まえ、以下の事項を遂行することとする。

なお、業務実施にあたり、必要と思われる事項について、この仕様書に定めがない場合は、別途甲と協議の上、決定することとする。

- （1）人材育成講座の企画・運営 ※詳細は「4 講座内容」参照
- （2）講師の選定、調整
- （3）講座資料の作成・印刷
- （4）会場の設営、撤去
- （5）講座開催に伴う経費支出（広報用チラシデザイン作成を含む※）
- （6）その他プログラムの企画・運営に必要な事項
- （7）実績報告書の作成（様式任意）

※チラシの印刷・配布は甲が行うので、データで納品すること。なお、受講者募集も甲が行うが、乙においても積極的な集客に努めること。

## 4 講座内容

乙は、講座構成等について、甲の指示に基づき実施しなければならない。主な項目は以下のとおりとする。

### （1）日程

令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 2 月 27 日までの期間とする。

※詳細な日程は、甲と協議の上、決定すること。なお、社会情勢を勘案し、開催期間の調整や開催形式（対面からオンラインへ）の変更等を行う場合がある。

### （2）開催場所

群馬県立群馬産業技術センター（予定）

※上記の場所で開催する場合、乙の費用負担は無いものとする。開催日程・規模・内容に応じて第 1 研修室、第 2 研修室等の施設、一般的なプレゼンテーション設備（プロジェクタ、マイク等）を利用可能。詳細は甲と協議の上、決定すること。

通信環境は、必要に応じて乙が準備すること。なお、第 1 研修室や第 2 研修室等では、無料の公衆無線 LAN を利用することができる。

(3) 講座構成

以下の参考例を念頭に、座学のみではなく、実習やグループワーク含んだ実践的な知識・技術の習得が可能となる構成を提案すること。

| 講座の形式               | 内 容                                                                             |
|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 座学                  | ・ IoT・AI の基礎知識を習得する。<br>・ IoT・AI 導入の成功例、失敗例を学び、成功させるためのポイントを理解する。               |
| 実習                  | ・ IoT デバイスを活用したハンズオンによるデータ収集を体験し、システムに対する理解を深める。<br>・ AI 技術等を用いたデータの活用方法を学習する。  |
| グループワーク<br>または個別ワーク | グループワーク：（主に製造業で）実際に起こりうる実践的な課題をグループで解決する。<br>個別ワーク：各々の参加者が、実際に自社で起こっている課題を解決する。 |
| 成果発表                | ①課題、②導入内容、③成果の観点から、上記グループワークまたは個別ワークの実施結果を発表する。                                 |

(4) 講座対象

群馬県内の企業に勤務し、基本的な PC スキルを有する者。

(5) 講座到達目標

IoT・AI に関し、各デバイスの特徴、活用法、事例等の知見を深め、

①自社が抱える課題に対し、適切なデバイス・サービス・システムを選択可能

②導入したデバイス・サービス・システムを活用し、業務効率化が可能となること。

(6) 講座時間

講座 1 回あたりの時間は、120～420 分を原則とする。ただし、実演・実習等を伴うものおよび講師の意向が別にある場合はこの限りではない。

(7) 講座回数

各講座形式で最低でも各 1 回ずつは実施すること。

(8) 講座受講者募集人数

20 名以上とし、基本的な想定人数は 24 名程度。

対応可能な最大募集人数を提案内容に含めること。

受講者数が見積金額に影響を与える場合には、最大募集人数で積算すること。

(9) 講座受講料

実習に係る実費相当額（上限：15,000 円/人）を受講料として徴収することを認める。

ただし、受講料の予定用途を提案書類に明記し、徴収後は用途内訳明細を甲に報告すること。

(10) 講座講師

各講座の分野における専門家又は技術者等

5 委託費用

契約金額は、本事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要なものとする。なお、事業管理で発生する雑務的経費については、具体的な経費を積み上げた形で計上できるものに限って認めるものとする。

6 契約期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 13 日（金）まで

## 7 その他留意事項

### (1) 経費

本業務の経費は原則として甲からの委託料により賄うこと。ただし、本業務における受講料等、甲が認める場合は経費の財源として見込むことができる。

なお、業務を円滑に実施するため、委託金額を超えて経費を支出する場合は、あらかじめ甲と協議すること。

### (2) IoT デバイスの取扱

実習で使用する IoT デバイスは、受講者に譲渡すること。その際、最大募集人数分の IoT デバイス購入費を見積に含めることを認める。

講師用に同一デバイスを購入する場合には、必要数量の購入費を見積に含めることを認めるが、甲からの委託料を原資として購入したデバイス（例：講師分、予備分）については、講座終了後、甲に引き渡すこと。

### (3) 開催形式

全ての講座形式について、対面による実施を基本とする。

### (4) 事業物品

事業を実施するために必要な機器・備品については、レンタル・リースを原則とし、特別に理由のある場合を除き、購入は認めない。ただし、甲からの委託料以外を原資としての購入はこの限りでない。

### (5) 成果品の帰属

委託により作成された成果品に関する全ての権利は、甲に帰属する。ただし、甲からの委託料以外を原資として作成された成果品に関してはこの限りでない。

### (6) 秘密の保持

①本業務に関し、乙が甲から受領又は閲覧した資料等は、甲の了解なく公表又は使用してはならない。

②乙は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

### (7) 個人情報の保護

乙は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成一五年五月三十日法律第五十七号）、群馬県個人情報保護条例（平成十二年六月十四日条例第八十五号）等の関係法令を遵守しなければならない。

### (8) 再委託の制限

乙は、業務の一部を第三者に委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務の内容、再委託先の概要について甲に協議し、了解を得なければならない。

### (9) その他

①本事業を実施するにあたり、法令、国・県の会計、財務規定に従った処理を行わなければならない。

②甲乙両者は真義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。また、業務の遂行にあたり、変更の必要又は疑義が生じた場合には、その都度遅滞なく甲乙協議し、乙は甲の指示に従わなければならない。